

## 2 さいたま市の財政の現況（平成18年度普通会計決算を基準）

### （1）財政規模の現況

#### さいたま市の財政規模

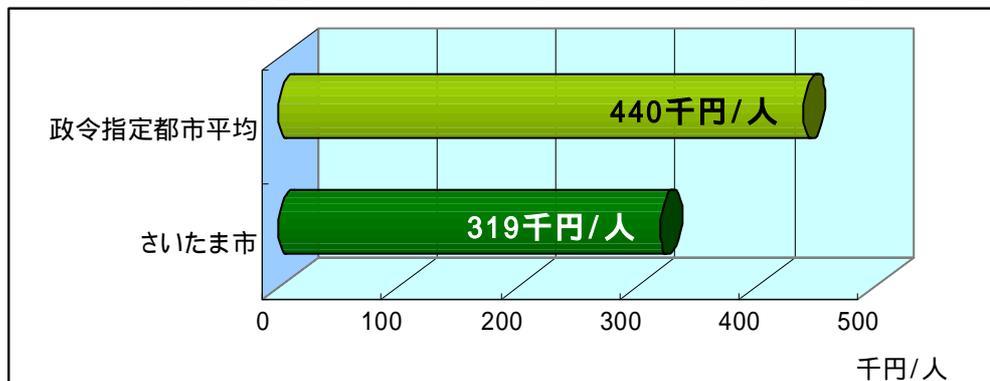
平成15年度の政令指定都市移行及び平成17年度の岩槻市編入合併によって増加



平成15年4月には政令指定都市への移行（埼玉県からの事務移譲・大都市制度における財政特例の適用）、また、平成17年4月には岩槻市の編入合併により、財政規模が大きく増加しました。平成18年度には、市税収入の増大と普通建設事業費の拡大などにより、平成17年度に比べると財政規模は3%程度の増加となっています。

#### 人口一人あたりの歳出総額

平成18年度の普通会計決算における人口一人当たりの歳出総額



政令指定都市平均と比較すると、約72%（121千円）の水準であり、15政令指定都市の中で最も少ない額となっています。

普通会計とは、

地方公共団体における会計は、一般会計及び特別会計によって構成されますが、実施している事業の違いから会計の範囲が異なっています。そのため、全国統一の基準により、一般会計と一部の特別会計を合計した統計上の会計区分を普通会計といいます。

一般会計・・・地方公共団体の会計の中心をなすもので、地方公共団体の基本的な経費を経理する会計。

特別会計・・・特定の事業を行うために、特定の歳入・歳出を一般会計と区別して経理する会計。さいたま市では、国民健康保険事業、老人保健事業など全部で22会計。

## (2) 歳入の現況

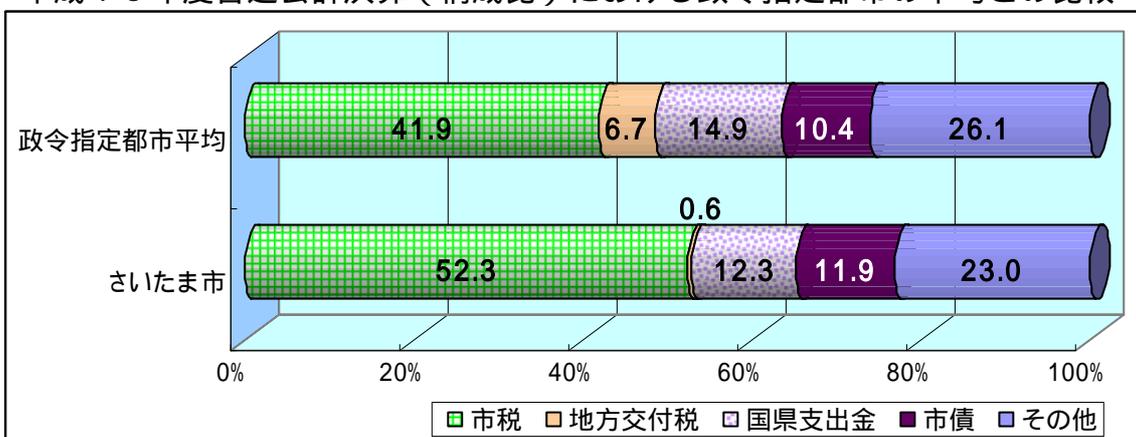
### 歳入の内訳

#### 普通会計決算における歳入構成

平成18年度決算においては、市税が歳入の約50%を占めて最も多く、続いて、国・県支出金、市債の順となっています。

	金額 (百万円)				構成比 (%)			
	H15	H16	H17	H18	H15	H16	H17	H18
市税	170,649	173,147	194,690	203,617	48.1	48.8	51.3	52.3
地方交付税	5,893	3,274	4,955	2,222	1.7	0.9	1.3	0.6
国・県支出金	39,268	40,411	49,057	47,722	11.1	11.4	12.9	12.3
市債	58,772	51,663	44,027	46,190	16.6	14.6	11.6	11.9
その他	79,917	86,056	87,002	89,547	22.5	24.3	22.9	22.9
合計	354,499	354,551	379,731	389,298	100.0	100.0	100.0	100.0

#### 平成18年度普通会計決算（構成比）における政令指定都市の平均との比較



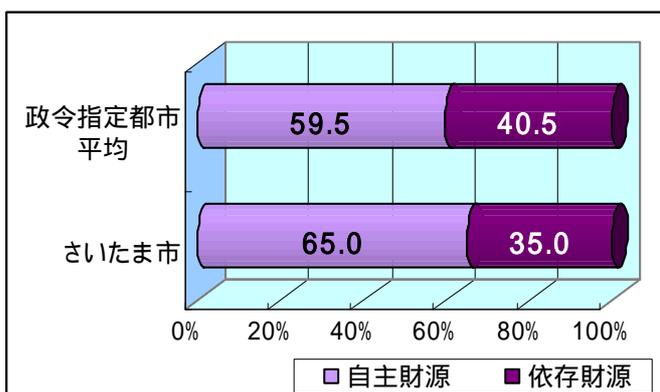
政令指定都市の平均割合と比較すると、歳入のうち市税が占める割合が非常に大きく、地方交付税が少ないという特徴があります。

また、市債の占める割合は、平成15年度以降、減少傾向にありますが、まだ、政令指定都市平均を若干上回っている状況です。これは、さいたま市が、合併に伴う「合併特例債（）」を発行している影響があるものと考えられます。

合併特例債とは、

合併市町村が、まちづくり推進のため市町村建設計画に基づいて行う事業に要する経費の財源として借入れることができる地方債。（合併年度とこれに続く10カ年度に限り発行可能）

#### 自主財源と依存財源の割合



さいたま市は、自主財源（）の比率が高く、自主的な財源で自立した財政運営ができていていることを示しています。

自主財源とは、

市が自主的に収入することができる財源。（市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入等）

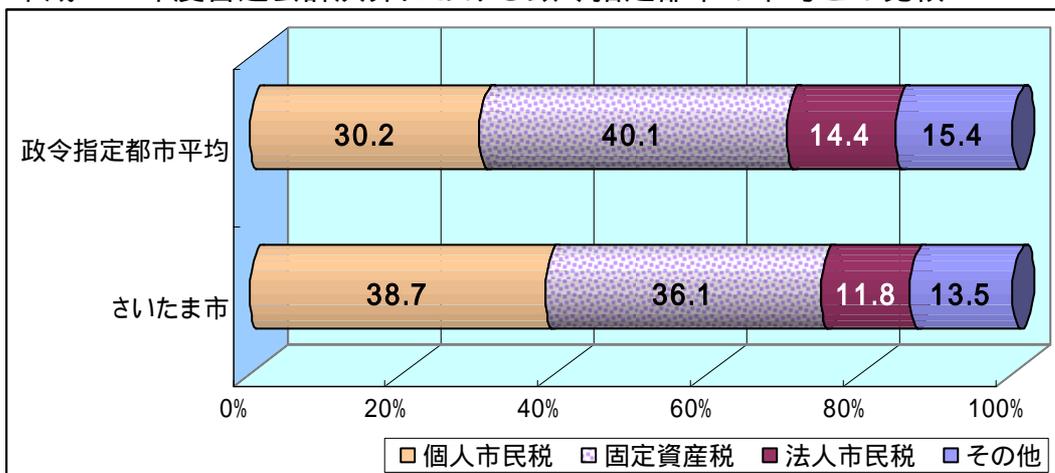
依存財源とは、

国・県の意思により定められた額を交付または、割り当てられる財源。（地方交付税、国・県支出金、市債等）

## 市税収入の内訳

### 市税の構成比と推移

平成18年度普通会計決算における政令指定都市の平均との比較

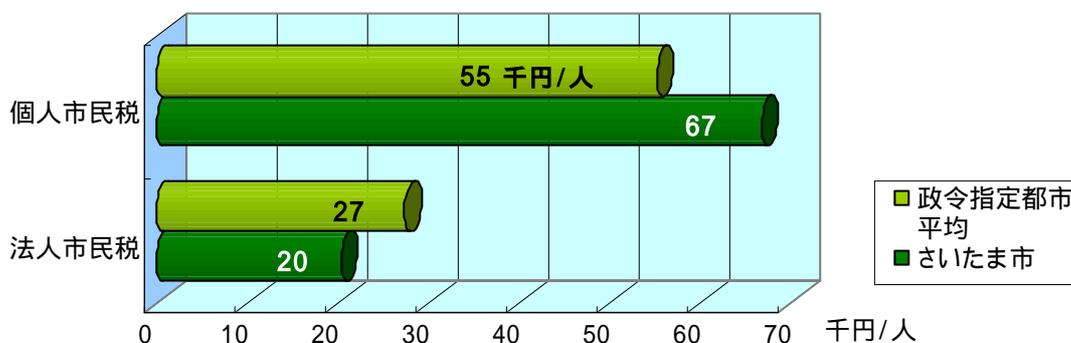


さいたま市の市税の構成は、個人市民税と固定資産税の占める割合が大きく、全体の約75%を占めています。

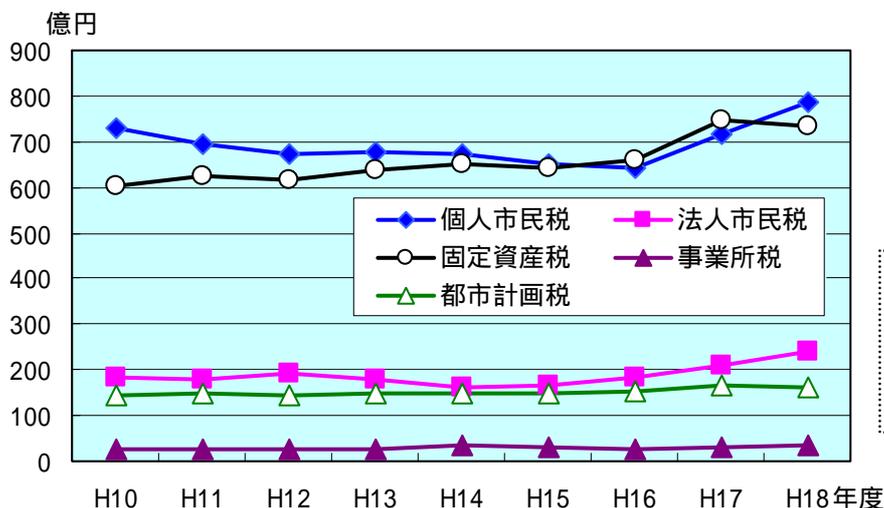
また、政令指定都市の平均割合と比較しても、個人市民税の割合が大きく、15政令指定都市の中で、横浜市と並んで最も大きくなっています。

個人市民税の割合が大きいのは、首都圏に隣接する住宅都市という特徴に加え、市民一人あたりの個人市民税額が大きい（所得額が大きい）ため）ことにもよります。

#### < (参考1) 人口一人あたりの税額 >



#### < (参考2) 主要税目別の推移 >



注：平成10～12年度は、浦和・大宮・与野市の決算額の合計値である（以下、同様の取り扱い）

### (3) 歳出の現況

#### 性質別歳出の推移

平成15～18年度における性質別( )普通会計決算の推移(単位:百万円、%)

	歳出総額	人件費	扶助費	公債費	物件費	補助費等	繰出金	普通建設事業費	その他
(歳出額)									
平成18年度	376,503	76,649	49,619	39,087	55,380	27,377	22,310	78,185	27,895
平成17年度	364,214	74,862	46,715	36,913	57,389	29,380	19,720	70,295	28,939
平成16年度	340,908	66,441	39,574	31,429	53,765	15,537	29,486	80,393	24,283
平成15年度	337,456	68,130	35,781	36,406	50,152	15,359	29,436	78,412	23,780
(構成比)									
平成18年度	100.0	20.4	13.2	10.4	14.7	7.3	5.9	20.8	7.4
平成17年度	100.0	20.6	12.8	10.1	15.8	8.1	5.4	19.3	7.9
平成16年度	100.0	19.5	11.6	9.2	15.8	4.6	8.6	23.6	7.1
平成15年度	100.0	20.2	10.6	10.8	14.9	4.6	8.7	23.2	7.0

歳出総額は政令指定都市移行(平成15年)、岩槻市編入合併(平成17年)に伴い、大幅に増加しました。平成18年度には前年度比3%増にとどまっています。

#### <平成18年度における性質別の内訳>

普通建設事業費( )782億円(20.8%)及び人件費766億円(20.4%)が20%を超えて最も多く、物件費( )554億円(14.7%)、扶助費( )496億(13.2%)、公債費( )391億円(10.4%)と続いています。

#### <性質別歳出の年次変化>

本市は、平成15年度政令指定都市移行、平成17年度岩槻市合併という特殊な条件もありますが、少子高齢化対策により扶助費が増加している傾向にあります。

#### 性質別とは

予算の節の区分を基準とし、市の経費を性質(人件費、物件費など)によって分類したもの。

#### 普通建設事業費とは

道路、橋梁、学校をはじめとした公共施設等の新築・改築などの建設事業に要する経費。  
(工事請負費のほか、資本形成に関係する補助金や人件費なども含まれます。)

#### 物件費とは

人件費、扶助費、維持補修費などを除く、消費的(支出の効果が単年度または極めて短期間で終わるもの)な経費。  
(賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等)

#### 扶助費とは

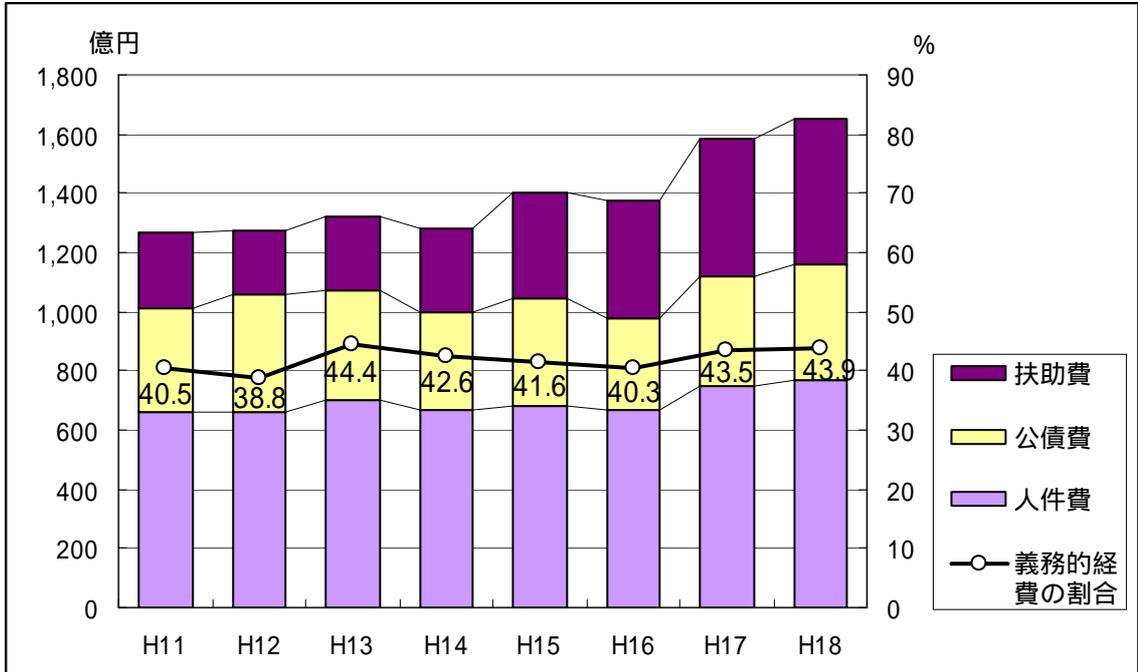
社会保障制度の一環として現金や物品などとして支給される経費。生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等の法令に基づくもののほか、乳幼児医療の公費負担など地方公共団体の施策として行うものも含まれます。

#### 公債費とは

市債(市の借金)を返済する元利償還金(元金と利子)と一時的な借入れをした際の支払利息に要する経費。

< 義務的経費の年次変化 >

平成11～18年度における義務的経費( )の推移

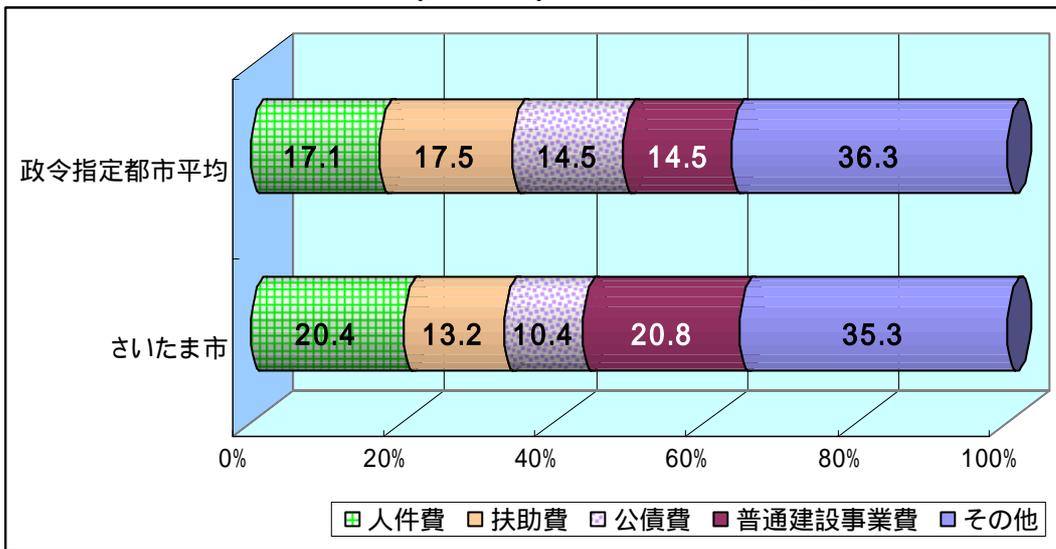


義務的経費を歳出総額に占める割合で見ると、平成13年度以降、扶助費の増分を人件費・公債費の抑制でカバーして減少傾向を示してきましたが、平成17年度以降は義務的経費全体が増加に転じています。

義務的経費とは、  
地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務づけられ任意に節減できない経費。(人件費、扶助費、公債費)

## 性質別歳出における比較

平成18年度普通会計決算（構成比）における政令指定都市の平均との比較

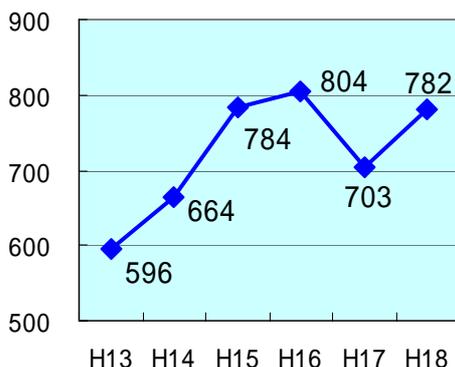


政令指定都市平均と比較すると、人件費・普通建設事業費の割合が高くなっています。これを人口一人あたりに換算すると、人件費は低く、普通建設事業費はやや高めといった状況にあります。

右のグラフのとおり、人口一人あたりの人件費が、他の政令指定都市に比べて小さくなっています。これは、人口に対する職員数が少なく、「少ない職員数でより多くの市民を対応している状況（参考4）」と考えられます。

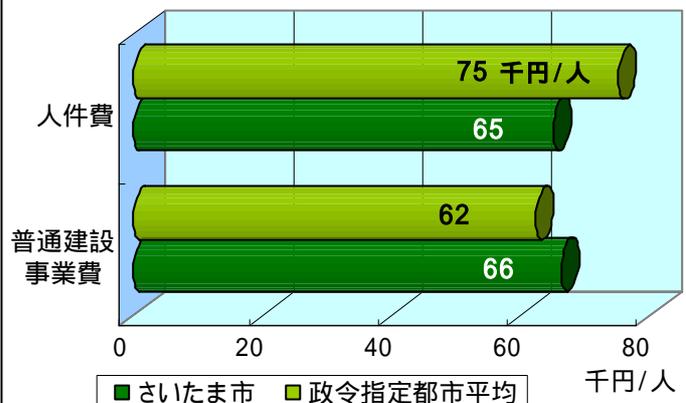
普通建設事業費は、政令指定都市に移行した平成15年度以降、年間約800億円で推移しています（参考5）。なお、平成17年度は大規模事業の完了による減少です。

<（参考5）普通建設事業費の推移>  
億円

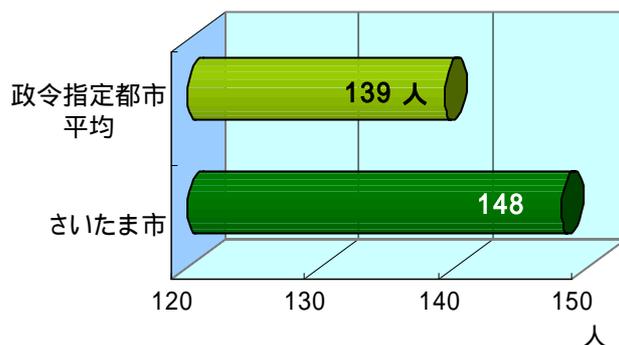


H15年度に事業費が増大しているのは、政令指定都市移行に伴う事業費増を含みます。

<（参考3）人口一人あたりの歳出額【人件費、普通建設事業費】>



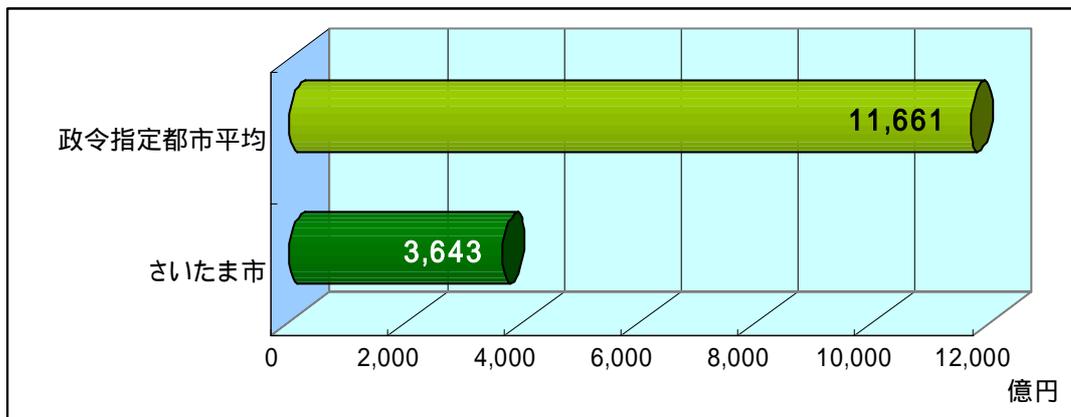
<（参考4）職員一人あたりの人口>



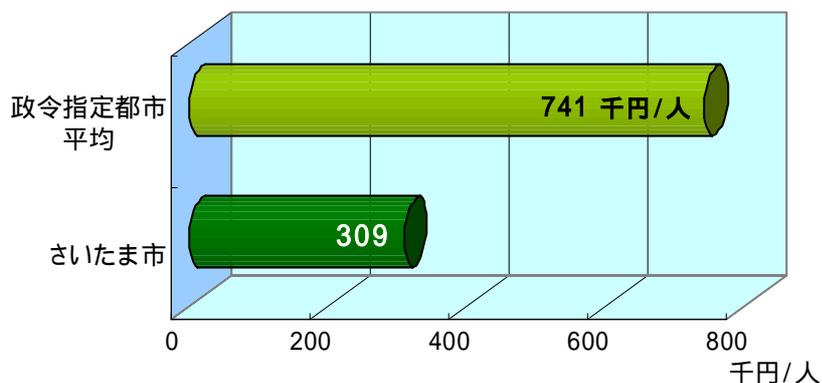
## (4) 市債残高と積立基金の現況

### 市債残高の現況

市債残高（平成18年度末）における政令指定都市の平均との比較

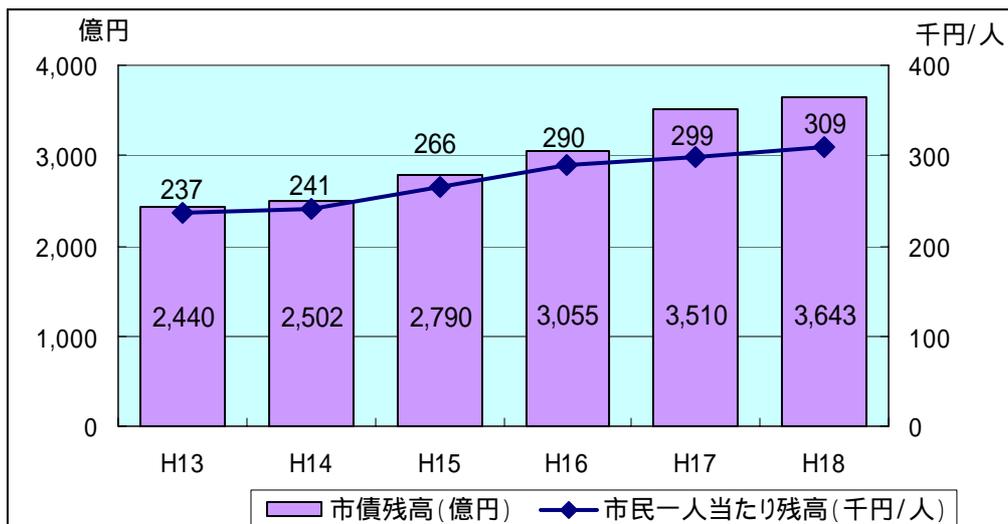


< (参考6) 人口一人あたりの市債残高 >



市債残高（平成18年度末）を政令指定都市の平均残高と比べると、財政規模が小さいこともあり、約31%（8,017億円）の水準にあり、人口一人あたりの市債残高においても、約42%（432千円/人）となり、15政令指定都市の中で最も少なくなっています。

< 市債残高の年次変化 >

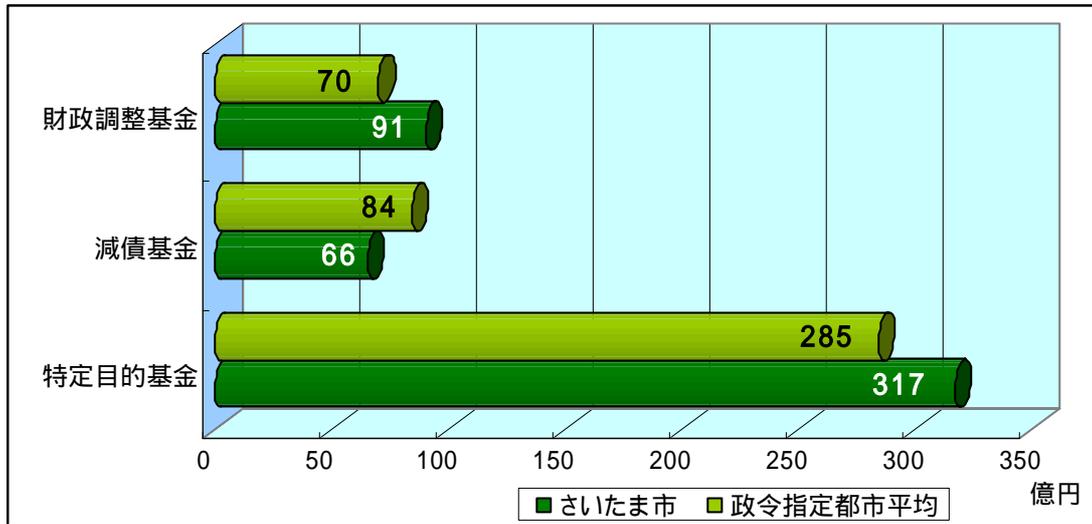


平成18年度末における市債残高は、15政令指定都市の中で、堺市、静岡市に次いで第3位という少ない状況にあります。市債残高は、毎年、増加しています。

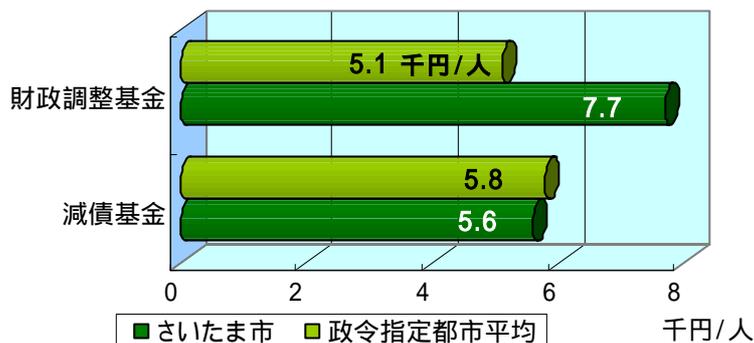
市債は、普通建設事業費の財源としていることから、その事業費に連動して市債借入額が増え、残高が増加しているものです。

## 積立基金の現況

基金残高（平成18年度末）における政令指定都市の平均との比較



< (参考7) 人口一人あたりの基金残高 >



財政調整基金の残高（平成18年度末）を政令指定都市の平均残高と比較すると、財政規模が小さいにもかかわらず、多く確保されており、不測の事態等に対応できる状況にあります。

< 基金残高の年次変化 >

単位：億円

		H15	H16	H17	H18
基金残高 合計		264	323	421	474
内訳	財政調整基金( )	90	90	91	91
	減債基金( )	35	45	45	66
	特定目的基金( )	138	188	285	317

財政調整基金とは、  
年度間の財源の不均衡を調整するために設置する積立金であり、予期しない収入の減少や不時の支出増加等に備えるもの。（地方財政法第4条の3）

減債基金とは、  
市債の計画的な償還を行うために設置する積立金。（地方財政法第7条）

特定目的基金  
条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために設置する積立金。

## (5) 財政指標等から見た財政の現況

### 主要財政指標における比較

#### 主要財政指標の推移と政令指定都市との比較

	さいたま市				政令指定都市平均 (H18)	15政令指定都市中の 順位(H18)
	H15	H16	H17	H18		
財政力指数【 】	0.997	0.990	0.972	0.995	0.831	2位
経常収支比率(%)【 】	81.3	83.0	84.9	84.2	92.8	2位
公債費比率(%)【 】	12.3	11.6	12.1	11.7	18.5	1位
起債制限比率(%)【 】	11.6	10.4	9.9	9.8	14.6	1位
実質公債費比率(%)【 】	-	-	12.2	12.1	19.2	1位
市債残高(百万円)	279,000	305,515	351,027	364,343	1,166,089	3位
市民一人あたり市債残高 (千円/人)	266	290	299	309	741	1位

主要財政指標によると、さいたま市の財政状況は概ね健全な水準に保たれており、また、政令指定都市との比較においても、良好な水準にあります。

#### < (参考8) 都市基盤整備の状況 >

	さいたま市	政令市平均
公共下水道普及率(%) 【平成18年度末現在】	82.4	96.1
都市計画道路整備率(%) 【平成17年度末現在】	57.7	76.7
一人当たり都市公園面積(m <sup>2</sup> /人) 【平成18年度末現在】	5.2	8.2

しかし、都市基盤整備の状況は、「参考8」のとおり遅れており、今後とも整備が必要です。

また、団塊の世代が高齢期を迎えることもあって、65歳以上の高齢者は198千人(平成19年2月現在)から平成25年には256千人へと、大幅な増加が見込まれており、これに伴う扶助費の大幅な増加は避けられないものと考えられます。

#### < (参考9) 人口等の動態 >

	平成20年2月	平成25年見込	増 減	
			増減数	増減率
総人口(A)	1,203 千人 (100.0 %)	1,268 千人 (100.0 %)	65 千人	(5.4 %)
内 訳	15歳未満人口	172 千人 (14.3 %)	175 千人 (13.8 %)	3 千人 (1.7 %)
	15～64歳人口	823 千人 (68.4 %)	837 千人 (66.0 %)	14 千人 (1.7 %)
	65歳以上人口	208 千人 (17.3 %)	256 千人 (20.2 %)	48 千人 (23.1 %)
世帯数(B)	503 千世帯	531 千世帯	28 千世帯	(5.6 %)
平均世帯人員(A/B)	2.39 人/世帯	2.39 人/世帯	-	-

人口数の下段のカッコ書きは、構成比を示します。

#### 財政力指数とは

基準財政収入額が基準財政需要額より大きい場合その超えた分だけ標準的な水準を超えた行政を行うことが可能となり、「1」に近いか超えるほど財政力があるとみられる。

#### 経常収支比率とは

人件費等の義務的 성격の経常経費に、地方税、地方交付税等の経常一般財源収入がどの程度充当されているかにより財政構造の弾力性を判断する。数値が低いほど新たな行政需要に弾力的に対応できる。

#### 公債費比率とは

一般財源に占める公債費の割合。

#### 起債制限比率、実質公債費比率とは

ともに地方債の制限に係る指標。起債制限比率が20%を超えると地方債許可が制限される。実質公債費比率では公営企業の元利償還金等も算入し、連結決算の考え方を導入しており、25%を超えると単独事業の起債が認められなくなる。

## 合併特例債の活用状況

### 普通建設事業費の財源としての合併特例債の活用

単位：百万円、%

年度	市債発行総額	臨時財政対策債( )及び減税補てん債( )借入額	建設事業費に係る市債借入額 = -	合併特例債借入額		普通建設事業費 A	市債の占める割合 B = / A	合併特例債の占める割合 C = / A
					= /			
H13	23,647	6,721	16,926	489	2.9	59,560	28.4	0.8
H14	32,544	11,767	20,778	11,887	57.2	66,396	31.3	17.9
H15	58,772	27,576	31,196	14,448	46.3	78,412	39.8	18.4
H16	51,663	21,255	30,408	10,905	35.9	80,393	37.8	13.6
H17	44,027	17,113	26,914	9,679	36.0	70,295	38.3	13.8
H18	46,190	13,004	33,186	12,914	38.9	78,185	42.4	16.5
合計	256,843	97,436	159,408	60,322	37.8	433,241	36.8	13.9

本市では、都市基盤整備の普通建設事業費の財源として、合併特例債を活用しており、平成18年度までに603億円を借入れています。また、平成13年度～平成18年度における普通建設事業費に対する市債借入総額の38%、普通建設事業費の財源の14%を合併特例債が占めています。

このため、合併特例債の借入ができなくなると、現在と同規模の普通建設事業費を確保するためには、市税等の一般財源の投入が必要となり、財政面では現在よりも厳しい状況となります。

#### 臨時財政対策債とは

国の地方財政対策において、地方財源の不足に対処するため、平成13年度以降、各地方公共団体において発行することとされた市債。この臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度において地方交付税の基準財政需要額に算入されることとなっている。

#### 減税補てん債とは

国の減税政策による地方税の減収分を補てん(穴埋め)するために発行することとされた地方債で、この減税補てん債の元利償還金相当額については、その全額を後年度において地方交付税の基準財政需要額に算入されることとなっている。